

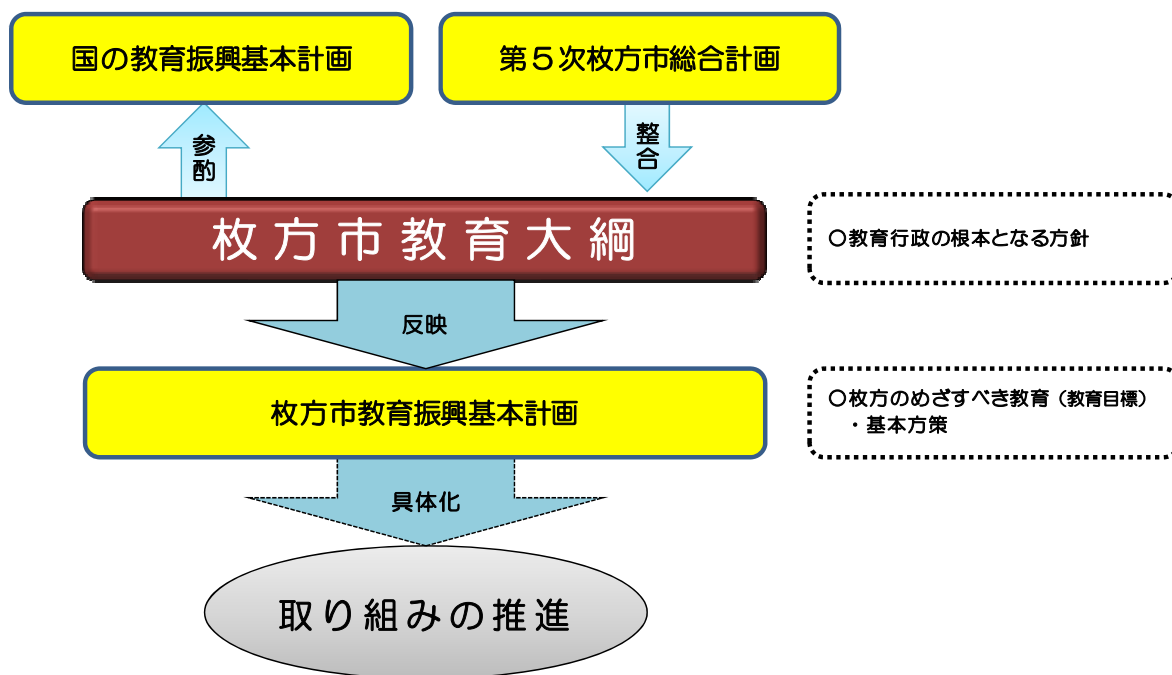
枚方市教育大綱（素案）

平成 2 8 年 月

枚方市

1. 大綱の位置付け

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、第5次枚方市総合計画の基本構想に掲げる5つの基本目標のうち「一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち」を踏まえ、子どもたちが未来に夢と希望をもって羽ばたいていけるよう、これからの本市教育行政の目標や施策の根本となる方針を定めるものです。



2. 大綱の対象期間

大綱の対象期間は、文部科学省初等中等教育局長通知において4年～5年とされており、本市においては第5次総合計画の実行計画の期間との整合を図るため、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

3. 教育方針

教育の使命は、子どもたち一人ひとりの未来への可能性を最大限に伸ばし、これからのグローバル社会を担い、生き抜く力を育むことにあります。

また、教育の充実したまちとしての枚方市の魅力をより高め、広くアピールし、多くの人に「枚方で子どもを学ばせたい、育てたい」と思ってもらえることが、少子高齢化が進展する中でも、活力のあるまちづくりにつながります。

こうした新しい枚方の創造に向けたまちづくりの観点から、本市教育行政の目標や施策の根本となる方針として次の3点を定めます。

方針Ⅰ

知・徳・体の調和のとれた生きる力を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させます。

方針Ⅱ

子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して生き生きと学校での生活を送れるよう学びのセーフティーネットを構築するとともに、教育環境を充実させます。

方針Ⅲ

学びの機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、芸術・文化・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進します。

4. 教育行政の推進にあたって

上の3点の方針に基づいて、枚方の活力ある未来に向けた教育行政を推進していきます。その成果については、総合教育会議で検証を行っていきます。

<方針の策定にあたっての考え方>

方針Ⅰ

知・徳・体の調和のとれた生きる力を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させます。

(求められていること)

社会経済状況や家庭環境など子どもを取り巻く環境が大きく変化し、また、グローバル化の進展に伴い政治や経済活動における国際情勢が変動していく中で、子どもたちには、これからの社会をたくましく生き抜くための生きる力を育むことが求められています。

生きる力を育むためには、知「確かな学力」、徳「豊かな人間性」、体「健康・体力」をバランスよく育成していくことを基本に、子どもが成長していく過程において、良好な人間関係の構築や自ら考え、判断し、課題を解決する力「自立の力」を育むことが重要です。

(取り組みの姿勢)

「確かな学力」を身につけていくためには、全国学力・学習状況調査の分析結果を授業改善などに活用するとともに、全中学校区で9年間を見通した教育課程の編成や、いわゆる中一ギャップへの対応など「小中一貫教育」を推進し、学校力の向上を図ります。

また、児童・生徒の発達段階に応じて、きめ細かな指導を行うための少人数学級編制の実施や一部教科担任制の実施、習熟度に応じた少人数指導体制等を充実し、専門性の高い指導を通して子どもたちの「確かな学力」を育みます。

さらに、経験の浅い教職員が増加している中、将来を見据えた教職員の資質、指導力の向上を図るため、教職員研修の充実を図ります。

「豊かな人間性」を身につけていくためには、道徳教育・人権教育などを通じ、自他の生命や平和を大切にすることを養うとともに、学校図書館の充実や、英語教育の推進による言語能力、コミュニケーション能力の育成、また、文化・芸術に親しむ機会の充実や、野外での体験学習の拡充、学校・家庭・地域が連携しながら、子どもの社会性や思いやりの心などを育てていきます。また、すべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」教育を実現するため、保護者のニーズを踏まえた支援教育の充実を図ります。

「健康・体力」を身につけていくためには、子ども自ら心身の健康の保持・増進を図る能力を育むことが必要であり、食育をはじめとした健康教育を推進するとともに、

体力向上の取り組みや部活動の充実、学校給食の充実を図ります。

さらに、学習指導要領の改訂を踏まえ、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習をさらに充実させるなど、子どもたちの「自立」、「協働」、「創造」する力を育む新しい教育に向けた取り組みを推進します。

これらの取り組みを、着実に進めることで、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させていきます。

方針Ⅱ

子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して生き生きと学校での生活を送れるよう学びのセーフティーネットを構築するとともに、教育環境を充実させます。

(求められていること)

子どもたちに学ぶ楽しさを実感してもらえるよう教育環境を充実させていく必要があります。また、いじめや不登校などの課題が深刻化する中で、子どもたちが安全に安心して生き生きと学校での時間を過ごせる環境づくりが求められています。

(取り組みの姿勢)

多くの学校施設で建築後相当年数が経過し、老朽化が進んでいることから、学校施設を計画的に更新整備します。また、教育の情報化を推進し、ICT機器の活用による新たな学びの推進を図るなど、快適な学習環境を確保します。

また、近年、登下校時の交通事故や不審者により子どもが犠牲となる事件・事故が生じており、子どもが安全で安心して学べる環境を確保するため、安全教育や放課後の居場所づくりの充実を図るとともに、防犯カメラなどによる通学路等の安全対策を強化します。

また、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、いじめの未然防止や早期発見を図るとともに、貧困の連鎖の防止として生活困窮世帯の子どもに対する支援や虐待・不登校など子どもの抱える課題の解決に向けた取り組みを進めるなど、学びのセーフティネットの構築を図ります。

方針Ⅲ

学びの機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、芸術・文化・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進します。

(求められていること)

社会が激しく変化し、複雑になる中で、生涯にわたり自らに必要な知識や能力を身に付けることが求められており、子育てや、健康・医療、安全・防災など、様々な課題に関する学習機会が生涯にわたって提供されることが必要です。また、一人ひとりの市民が人生を豊かにするため、多様な個性・能力を開花させること、ふるさと意識やまちへの愛着を育むこと、生涯にわたって健やかな生活を過ごすための体力づくりを支えることが求められています。

(取り組みの姿勢)

それぞれの分野における関係機関・団体との連携を強めながら、特に基礎的な知識・技術の学習機会の提供に取り組むとともに、図書館においては、資料の系統的な収集などの基礎的な図書館サービスを充実し、市民が抱える各種課題の解決に向けた支援を強化します。また、子どもの読書活動を推進し、文化・芸術や自然の中での活動など、様々な体験をできる機会を確保します。さらに、市内の貴重な歴史文化遺産を生かして、子どもたちや市民の郷土の歴史への理解を深めるとともに、歴史の薫り豊かなまちづくりや文化観光への活用・発展を進めます。また、身近にスポーツに親しめる環境づくりに取り組みます。